

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規 則	福島県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則	四四六
告 示	大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	四四九
	大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件	四四九
	指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅した件	四四九
	国土調査として指定した件三件	四四九
	新たな土地改良事業を行うことを適当と決定した件	四四九
	土地改良法により換地計画を定めた件二件	四四九
	保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	四四九
	保安林の指定をする予定である旨通知があった件	四四九
	道路の区域を変更する件四件	四四九
	道路の供用を開始する件	四四九
	福島県病院局	四四九
	福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程	四四九
	福島県公安委員会	四四九
	銃砲又は刀剣類の所持許可申請書に関する規則の一部を改正する規則	四四五
	銃砲刀剣類所持等取締法第四条の第三第二項等の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則	四四五
	福島県選挙管理委員会	四四五
	不在者投票のできる施設として指定した件二件	四四五

## 規 則

福島県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則をここに公布する。  
平成二十四年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県規則第七十八号

#### 福島県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

（認定の申請に必要と認める図書）

第一条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号。以下「省令」という。）第四十一条第一項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）第五十三条第一項の規定による認定の申請に係る建築物（以下「認定申請建築物」という。）が知事が指定する機関により法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していると認められた場合 当該機関が発行するその旨を証する書類
- 二 認定申請建築物（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。）第二条第一項に規定する住宅に係る部分を有するものに限る。次号において同じ。）の全部又は一部が品確法第四十四条第三項に規定する登録住宅型式性能認定等機関により品確法第三十一条第一項の住宅型式性能認定（以下単に「住宅型式性能認定」という。）を受けた型式に適合する場合であつて、当該住宅型式性能認定が法第五十四条第一項各号に掲げる基準の全部又は一部に適合するとき 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号。以下「品確法省令」という。）第四十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書（以下単に「住宅型式性能認定書」という。）の写し
- 三 認定申請建築物の全部又は一部が品確法第四十条第一項に規定する認証型式住宅部分等（以下単に「認証型式住宅部分等」という。）である場合であつて、当該認証型式住宅部分等が法第五十四条第一項各号に掲げる基準の全部又は一部に適合するとき 品確法省令第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認証書（以下単に「型式住宅部分等製造者認証書」という。）の写し

（認定の申請に不要と認める図書）

第二条 省令第四十一条第三項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 住宅型式性能認定書の写しを添えた場合 当該住宅型式性能認定書において、品確法省令第六十四条第一号イ(3)の規定により住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
- 二 型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合 当該型式住宅部分等製造者認証書において、品確法省令第六十四条第一号ロ(4)の規定により住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

（工事完了報告）

第三条 知事は、法第五十五条第一項に規定する認定建築主が法第五十六条に規定する低炭素建築物の新築等に関する工事を完了した場合は、同条の規定により、知事が別

に定める工事完了報告書により当該工事の完了について報告を求めるものとする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

(建築指導課)

**告 示****福島県告示第六百二十六号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年十二月十八日から平成二十五年四月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール喜多方西店 福島県喜多方市字押切南二丁目四十二ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社小池

代表取締役 小池 伸典

(変更後) 株式会社小池

代表取締役 小池 信介

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

平成二十四年七月二日

四 届出年月日

平成二十四年十二月六日

五 届出をした者

株式会社小池

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

**福島県告示第六百二十七号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年十二月十八日から平成二十五年四月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課

くり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール喜多方西店 福島県喜多方市字押切南二丁目四十二ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 三千九百五十一平方メートル

(変更後) 四千八百八十平方メートル

2 駐輪場の位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

3 荷さばき施設的位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

4 廃棄物等の保管施設的位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

平成二十五年八月七日

四 届出年月日

平成二十四年十二月六日

五 届出をした者

株式会社小池

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

**福島県告示第六百二十八号**

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百三條の二第一項の規定により、指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があった件(平成二十年福島県告示第八百二号)本文の規定による同意に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十四年十二月一日限り消滅した。

平成二十四年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

(水産課)

**福島県告示第六百二十九号**

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、国土調査と

して平成二十四年十二月十日次のとおり指定した。  
平成二十四年十二月十八日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行う者の名称  
伊達市

二 調査地域  
伊達市梁川町の一部

三 調査期間  
平成二十四年十二月十七日から平成二十五年三月三十一日まで

(農村計画課)

**福島県告示第六百三十号**

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、国土調査として平成二十四年十二月十日次のとおり指定した。

平成二十四年十二月十八日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行う者の名称  
伊達市

二 調査地域  
伊達市霊山町石田の一部

三 調査期間  
平成二十四年十二月十七日から平成二十五年三月三十一日まで

(農村計画課)

**福島県告示第六百三十一号**

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、国土調査として平成二十四年十二月十一日次のとおり指定した。

平成二十四年十二月十八日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行う者の名称  
国見町

二 調査地域  
伊達国見町大字泉田の一部、同大字小坂の一部

三 調査期間  
平成二十五年一月十七日から平成二十五年三月三十一日まで

(農村計画課)

**福島県告示第六百三十二号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第八

条第一項の規定により、三春町土地改良区が三春南部地区維持管理事業に係る新たな土地改良事業を行うことについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十四年十二月十八日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間  
平成二十四年十二月十九日から  
平成二十五年一月七日まで (二十日間)

三 縦覧の場所  
三春町役場

(農村計画課)

**福島県告示第六百三十三号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、里ノ前地区の県管区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十四年十二月十八日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧の期間  
平成二十四年十二月十九日から  
平成二十五年一月十五日まで (二十八日間)

三 縦覧の場所  
須賀川市役所

(農地管理課)

**福島県告示第六百三十四号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、双潟地区の県管区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十四年十二月十八日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧の期間  
平成二十四年十二月十九日から (二十八日間)

平成二十五年一月十五日まで  
縦覧の場所  
会津若松市役所

(農地管理課)

福島県告示第六百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十四年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所  
いわき市遠野町大平字皿貝七六の九、七六の一〇
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第六百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十四年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所  
大沼郡金山町大字川口字沢向道上二八八六、一八九〇、一八九一
- 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 指定実施要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐は、択伐による。
    - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第六百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十四年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十四年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
一般国道 二九四号	岩瀬郡天栄村大字大里 字天房五〇番一地先から 同 郡同 村大字大里 字天房二一番地先まで	変更前	一五・五〇	一五二・六
		変更後	一五・五〇 三四・〇	一五二・六 三四・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十四年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十四年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
県道棚倉 矢吹線	西白河郡矢吹町大字根 宿一五〇番一地先から 同 郡同 町大字鍋 内二七九番一地先まで	変更前	一一・〇〇	二四〇・〇
		変更後	一一・〇〇 二五・四	二四〇・〇 二四〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県南会津建設事務所で平成二十四年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道戸赤 栄富線	南会津郡下郷町大字戸赤字林下二〇二番三地	変更前	五・五	八五・〇
	先から 同 郡同 町大字戸赤字林下二二六番一地	変更後	五・五 一一・九	八五・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十四年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道勿来 浅川線	いわき市田人町貝泊字中ノ沢国有林九三林班ぬ小班地先から	変更前	八・〇	二四〇・〇
	同 市田人町貝泊字桐木一八番地先まで	変更後	八・〇 二九・〇	二四〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十四年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道戸赤栄富線	南会津郡下郷町大字戸赤字林下二〇二番三 地先から 同 郡同 町大字戸赤字林下二二六番一 地先まで	平成二十四年一 月一八日

(道路計画課)

福島県病院局

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年12月18日

福島県病院事業管理者 丹羽 真一

福島県病院局管理規程第6号

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程(平成16年福島県病院局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

別表第10の1中「12」を「13」に改め、同表中12を13とし、11を12とし、10を11とし、9を10とし、8を9とし、7を8とし、6の次に次のように加える。

7 会津総合病院において手術業務に従事する看護部長等の職を命ぜられている職員

区 分	勤 務 時 間	休 憩 時 間	休 息 時 間	週 休 日
通常勤務の者	午前8時30分から午後5時15分まで	午後零時から午後1時まで	勤務時間4時間につき15分とし、院長の定める時間	日曜日及び土曜日
運出勤務の者	午後1時から午後9時45分まで	午後4時15分から午後5時15分まで		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(病院総務課)

福島県公安委員会

銃砲又は刀剣類の所持許可申請書に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月18日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

福島県公安委員会規則第8号

銃砲又は刀剣類の所持許可申請書に関する規則の一部を改正する規則

銃砲又は刀剣類の所持許可申請書に関する規則（昭和42年福島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「第4条」を「第9条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（生活環境課）

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項等の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月18日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

福島県公安委員会規則第9号

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項等の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項等の規定による医師の指定に関する規則（平成21年福島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条の表介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者の項中「第8条第16項」を「第5条の2」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（生活環境課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六条、第百十四号、第百十七号若しくは第百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十四年十二月三日次のとおり指定した。

平成二十四年十二月十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

施設の名 称	施設の 所在地
特別養護老人ホーム牧場の朝	岩瀬郡鏡石町桜町二二五番地一五
ケアハウス広瀬	伊達市梁川町字東土橋六五番地一

福島県選挙管理委員会告示第八十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六条、第百十四号、第百十七号若しくは第百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十四年十二月七日次のとおり指定した。

平成二十四年十二月十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

施設の名 称	施設の 所在地
特別養護老人ホームラースール伊達	伊達市梁川町字東塩野川五六番一



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福 島 県 印刷所 株式会社 第一 印刷